

愛媛県教育委員会11月定例会議事録

1 開会の日時及び場所

令和7年11月10日（月）午前10時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 出席者

教育長 高岡哲也	委 員 関 啓三	委 員 北須賀逸雄
委 員 畠山千愛	委 員 田坂文明	

3 欠席委員

委 員 山下由美

4 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 小山哲司	指導部長 小池達士
教育総務課長 栗田 謙	施設厚生室長 加藤 剛
社会教育課長 伊賀上慶樹	文化財保護課長 廣田 聰
保健体育課長 近藤博隆	義務教育課長 渡部真一
高校教育課長 川本昌宏	高校教育課魅力化推進監 野村竜也
人権教育課長 佐々木直	特別支援教育課長 壽海雅彦

5 会議の概要

(1) 開 会（午前10時00分）

（教育長） ただいまから教育委員会11月定例会を開会します。

傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は、所定の席で、静粛に傍聴願います。また、携帯電話等は電源を切るなどしておいていただきますよう御協力をお願ひいたします。

なお、本日、山下委員は都合により欠席する旨連絡がありましたので、お知らせいたします。

（教育長） それでは始めに、委員の皆様に提案させていただきます。本日の議事のうち、教育委員会関係の条例の一部改正案（2件）、令和7年度12月補正予算案及び財産の取得ほか（2件）につきましては、今後、知事が最終決定をして、県議会に上程される予定の案件ですが、知事による公表がされていないことから、また、その他の協議案件の表彰案件（2件）につきましては、人事案件であることから、審議を非公開したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） それでは、そのようにさせていただきます。

（教育長） 最初に公開案件から審議することといたします。事務局が資料を配布しますので、少々お待ちください。

(2) 10月定例会議事録の承認

（教育長） それでは、10月定例会議事録の承認についてお諮りいたしますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

（全委員） 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、原案のとおり承認されました。

続きまして、教育長報告に移ります。

(3) 教育長報告

○令和8年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の結果について

(教育長) 令和8年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の結果について、事務局から報告をお願いします。

(高校教育課長) 令和8年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の結果について報告いたします。

令和8年度の教員採用選考試験について、前期第1次選考試験を7月19日（土）から20日（日）に、前期第2次選考試験を8月19日（火）から22日（金）に、他都道府県の現職教員等を対象とした後期選考試験を10月4日（土）から5日（日）に、それぞれ実施しました。

その結果、前期選考試験では455名を、後期選考試験では14名を採用候補者とし、前期は9月19日（金）に、後期は10月24日（金）に愛媛県ホームページにて発表しました。

御手元の資料の1を御覧ください。

今年度の前・後期を合せた新規採用候補者の内訳は、小学校159名で倍率が1.4倍、中学校168名で倍率が1.7倍、県立学校109名で倍率が2.3倍、養護教員29名で倍率が3.5倍、栄養教員4名で倍率が5.3倍、合計469名、最終倍率が1.9倍となります。

資料の2を御覧ください。

特別選考等の状況につきましては、後期選考試験結果を合わせまして、教職経験者特別選考で4名、現職教員特別選考で24名、講師等特別選考で7名、スポーツ指導者特別選考で2名、社会人特別選考で1名、大学等特別推薦で56名、大学3回生等特別選考通過者対象で55名を採用候補者としました。

資料の3を御覧ください。

大学3回生等特別選考につきましては、125名を合格者としました。合格者につきましては、令和8年度実施の前期教員採用選考試験では、第2次選考試験からの受験となります。

資料の4を御覧ください。

本県では特色ある人材を採用するため、平成19年度採用から加点制度を導入しています。本県が求める教師像としての四つの柱「スポーツ・文化の振興」、「グローバル人材の育成」、「ＩＣＴ活用能力の育成」、「多様なニーズへの対応」に貢献できる人材の確保を目指し、導入から毎年検討を重ね、今年度は25項目を加点対象としています。採用候補者469名のうち159名が加点されています。

資料の5を御覧ください。

他の都道府県の現職教員は、先ほどの特別選考と合せて24名、県内公立学校における講師等経験者は86名、民間企業等経験者が25名合格して

います。それぞれの経験を生かし、本県教育の充実に大いに貢献してもらえるものと期待しています。

なお、採用候補者のうち、大学・大学院の新卒者は308名で、全体の66パーセントでした。

資料には、学校種別及び教科別の採用候補者数等を示しております。以上が教員採用選考試験の結果です。

教員の採用選考に当たりましては、これまでどおり厳重なチェック体制のもとで公正・公平性の確保に努めてまいりました。

今後、採用手続き等についても、引き続き遺漏のないよう進めていきたいと考えています。

以上で報告を終わります。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願ひいたします。

(北須賀委員) 少子化が進む中、受験者数の減少というはある程度仕方がないことだろうと思います。今後も様々な機会を捉えて、教職の魅力アピールをお願いします。

このように、受験者数も減っていく、それから倍率も低くなっていくと、今後、入ってきた若い先生方をどのようにして育てていくのかということが重要になっていくと思います。研修制度には、決められた初任者研修等がありますけれども、一方、大事になってくるのが、常に長い時間勤務している学校での育て方ではないかと思います。若い先生方が所属するその学校において、どのようにして先生方を一人前に育てていくのか、そのような体制づくりが出来上がっているのか、その辺りも含めて、少しお伺いできればと思います。

(高校教育課長) 県立学校では、例えば、初任者研修におきましては元管理職や教頭が指導教員となり、年間210時間以上の校内研修を担当して、教員の仕事のいろいろな面を指導しています。また、初任者の専門教科と同じ専門教科を教えている教員の中から教科指導員が選ばれ、教材研究や授業の進め方について、相談に乗っていくことになります。この2名に加えて、研修課長なども初任者の相談に乗る窓口になるかと思います。

それから、校務の軽減につきましては、初任者研修がありますので、例えば、最初から担任をさせない、持ち時間数を少なくする、あるいは校務分掌について最初は十分な経験が無くても対応が可能なものから取り組ませるといった体制を整えているところです。

また、これは施設厚生室の所管ですけれども、教育委員会からの巡回相談で、若手の悩みを聞く体制もありますので、ある程度手厚い体制が整っているのではないかと考えております。

(北須賀委員) 可能であれば、義務教育課からも御説明をお願いします。

(義務教育課長) 小・中学校におきましても、いわゆる役職定年を迎

て、指導教諭になった者が、長年の教員生活等で培ってきた知識や技能を生かして、教員としての必要な資質、能力の向上に向けた支援をしています。具体的には、指導案の書き方、授業の進め方、学校行事、児童生徒や保護者との関わり方等を、長年の経験を基に指導しているところです。また、各学校にはメンター的な役割をする校内指導教員というものもありまして、日常的な指導や支援を行い、相談に乗っています。学年団を構成する際には相談しやすいベテラン教員と同じ学年団に配置するなど、日々の実務を通して、個々の初任者が成長していくような配慮をしています。

(北須賀委員) 1年目は、初任者研修でいろいろなことを行うわけですけれども、その後、10年ぐらいの間に、若い先生方がいろいろな先生方との交流や支えもあって、教職という仕事はやっぱりやりがいがあるというような思いを持って仕事ができることで、すばらしい先生になっていくのだろうと思います。また、風通しの良い職場というのは、若い先生方が成長していくという意味でも大事なことだと思いますので、そういういた諸々のことを踏まえ、先生方がより成長されるような学校での体制づくりをお願いしたいと思います。

(教育長) ほかにございませんか。

(田坂委員) ペーパーティーチャー研修会を各地域でされていると思いますが、これによって受験者が急激に増えるということは、なかなか期待できないのではないかという思いがあります。というのが、テレビのニュース映像で見る限り、年齢的には50代から60代の方が、割合として多く研修にいらっしゃるよう見受けました。今はＩＣＴ化が進んで、学校現場も1人1台端末の時代になってきています。50代から60代の方が、かつて現場に立っていたときはそれがなかったわけですね。その辺りのケアができる研修会になってるのかどうか、お伺いしたいと思います。

(高校教育課長) 御指摘のとおり、ＩＣＴの使い方につきましては、やはり長年教壇を離れていた方や、教壇に立ったことがない方については非常に不安だと思いますので、このペーパーティーチャー研修会の中でも、ＩＣＴの具体的な活用方法について少し取り入れております。最初なので体験程度になりますけれども、ロイロノートを使って教材を配布したり、それを回収したりして、ＩＣＴの活用はそれほどハードルが高くないということを分かっていただけけるような研修に努めているところです。

(教育長) ほか、特によろしいでしょうか。

(全委員) はい。

○高等学校における「通級による指導」の新規設置校等について

(教育長) 次に、高等学校における「通級による指導」の新規設置校等について、事務局から報告をお願いします。

(特別支援教育課長) 高等学校における「通級による指導」の新規設置校等について御報告いたします。

学校教育法施行規則の改正により、平成30年4月から「通級による指導」が高等学校及び中等教育学校後期課程においても実施可能となりました。「通級による指導」は、通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別の指導を必要とする生徒を対象に、学習上・生活上の困難さを改善するための指導を行うものです。

本県では平成30年度からの3年間で、東予・中予・南予に各1校ずつ、新居浜商業高校、長浜高校、北宇和高校三間分校で「通級による指導」を開始しました。令和6年度からは、県立学校振興計画で示す8地区全てにおいての設置を目指し東温高校に、翌7年度には土居高校、西条農業高校、北宇和高校、そして8年度からは今治南高校での実施が決定しております。

対象生徒には、自己肯定感の高まりが見られるなど、きめ細かい個別指導・支援の効果が認められているところであり、9年度からは新たに宇和高校で実施したいと考えております。

宇和高校では、対象の障がい種を「発達障がい」として、同校に設置された教室で指導を行い、通常の教育課程に「自立活動」の単位を「加える」形で実施する予定です。

宇和高校で実施することにより、県立学校振興計画で示す8地区の全てで「通級による指導」が実施されることになることから、生徒一人一人の多様な教育的ニーズへの対応が一層推進されることが期待できます。なお、令和10年度以降は、生徒・保護者、学校のニーズ等を踏まえ、国の動向等も注視しながら、必要に応じて検討したいと考えております。

本件につきましては、本日、プレスリリースを行い、広く周知することとしております。

以上で報告を終わります。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願ひいたします。

(畠山委員) 現在、県内で通級による指導を行わないといけない生徒は何名くらいいるのでしょうか。

(特別支援教育課長) 令和7年度に高校において通級指導を行っている生徒は59名となっております。平成30年度から新居浜商業高校で8名からスタートして、順次学校数を増やすことで、現在59名となっています。

(畠山委員) 通級による指導は、発達障がいという病名が付いている生徒が対象になるのでしょうか、それともグレーゾーンの生徒も対象になるのでしょうか。

(特別支援教育課長) 通級指導は基本的に小・中学校で行っていますが、発達障がいの診断がされていない生徒もいます。そういう傾向のある生徒も、そのニーズに応じて対応をしておりますので、高校におい

ても同様の対応をしております。

(教育長) ほか、特によろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) それでは、教育長報告につきましては以上で終了し、その他
の協議に移ります。

(4) その他

○令和8年4月1日付教職員人事異動基準について

(教育長) 令和8年4月1日付教職員人事異動基準について、事務局か
ら説明をお願いします。

(義務教育課長) 令和8年4月1日付教職員人事異動基準について、御
説明いたします。

教職員人事異動基準は、人事異動の基本的な考え方を示すものであり、
今までに確立されてきた人事の秩序を尊重しつつ、時代の変化に即応して
人事の刷新適正を図り、本県教育の一層の充実・発展を期するもので
す。

令和8年度の人事異動基準におきましては、本年度の人事異動基準を
継続し、愛媛県の教職員が持てる力を十分發揮できるよう適材適所の配
置を推進するため、別紙案のとおりといたしました。

変更点は、2点です。その他の留意事項についての内容の追加です。

1点目は、小中学校における項目において、県内全域の人事配置の一
層の適正化を図るため、これまでの市町間の交流に加えて、管外交流に
努めることから、「小中学校においては、市町間の交流及び管外交流に努
める」の内、管外交流の表記を追加しております。

2点目は、養護教諭及び栄養教諭について、小・中学校と県立学校間
の異動を行うこととし、内容に「養護教諭及び栄養教諭の配置について
は、幅広い経験を通じて、児童・生徒の成長過程を見通した知識や技術
を習得できるよう、各校種間の異動を行う。」の表記を加えております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございま
したら、お願ひいたします。

(関委員) 従来は、この管外交流であるとか各校種間の異動は行われて
いなかったのでしょうか。

(義務教育課長) これまでにも行われていましたけれども、より積極的
に計画的に推進していくこうという意味で、明記をさせていただきました。

(関委員) そういう交流をすることで、非常に大きい効果が得られたの
で、今後も進めていくことになったのでしょうか。効果の内容を教えて
ください。

(義務教育課長) 管外交流につきましては、効果もありますけれども、
別の意図もあります。小・中学校におきましては、東予・中予・南予の
各教育事務所管内の出身教員数に偏りがありますので、初任者として配

置された場合、本人の生活本拠地でないところに配置される場合があります。生活根拠地で勤務できるよう、もっと交流をして欲しいというような声も多数上がってきており、計画的に交流させて、生活根拠地等との整合を図っていきたいというのが1点目です。

もう1点は、小・中学校では、南予教育事務所管内における統廃合の状況の進展があります。今後、大幅な教員定数の減が見込まれ、新規採用教員の配置が非常に困難になってくるというようなこともありますので、人事の停滞を招くことから、より積極的に交流をさせていきたいという意図があります。

(教育長) ほか、特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。この内容でよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、令和8年4月1日付教職員人事異動基準については、原案のとおり承認されました。

(教育長) ここからは、非公開案件の審議に入りますので、傍聴人及び報道機関の皆様は退席をお願いいたします。

(教育長) その他の協議を再開する旨宣する。

○教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(義務教育課長) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正や関連する法令の改正、国の財源措置の変更に伴い、教育職員の給与に関する条例、教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例、教育職員の特殊勤務手当等に関する条例、及び教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正することについて、概要及び条例案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(義務教育課長) 人事委員会の報告及び勧告を受け、公民較差の解消のため、教育職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、概要及び条例案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○令和7年度12月補正予算案について

(教育長) 協議題の説明を求める。

- (副教育長) 愛媛県議会12月定例会に提案予定の令和7年度12月補正予算案の教育委員会所管分について、概要を説明する。
- (教育長) 意見を求める。
- (教育長) 原案について諮る。
- (全委員) 異議ない旨答える。
- (教育長) 了承する旨宣する。
- 財産の取得について
- (教育長) 協議題の説明を求める。
- (施設厚生室長) 愛媛県議会12月定例会に提案予定の財産の取得について説明する。
- (教育長) 意見を求める。
- (教育長) 原案について諮る。
- (全委員) 異議ない旨答える。
- (教育長) 了承する旨宣する。
- 松山城北特別支援学校（仮称）食堂棟新築工事の請負契約の変更について
- (教育長) 協議題の説明を求める。
- (特別支援教育課長) 愛媛県議会12月定例会に提案予定の松山城北特別支援学校（仮称）食堂棟新築工事の請負契約の変更について説明する。
- (教育長) 意見を求める。
- (教育長) 原案について諮る。
- (全委員) 異議ない旨答える。
- (教育長) 了承する旨宣する。
- 令和8年度子供の読書活動優秀実践図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰について
- (教育長) 協議題の説明を求める。
- (社会教育課長) 令和8年度子供の読書活動優秀実践図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰の被表彰候補図書館（1図書館）及び被表彰候補者（1団体又は個人）の推薦について説明する。
- (教育長) 意見を求める。
- (教育長) 原案について諮る。
- (全委員) 異議ない旨答える。
- (教育長) 了承する旨宣する。
- 令和8年度子供の読書活動優秀実践校・園文部科学大臣表彰について
- (教育長) 協議題の説明を求める。
- (義務教育課長) 令和8年度子供の読書活動優秀実践校・園文部科学大臣表彰の被表彰候補校（3校）の推薦について説明する。
- (教育長) 意見を求める。
- (教育長) 原案について諮る。
- (全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

(教育長) 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(5) 閉会(午前10時45分)

(教育長) 以上で、本日の審議事項を全て終了いたしましたので、教育委員会11月定例会を閉会いたします。